公　示　日：2023年9月13日（水）
調達管理番号：23a00578
国　　名：ウガンダ
担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ
　　自然環境第二チーム
調達件名：ウガンダ国西ナイル地域アグロフォレストリーと持続的森林・自然資源管理を通じたグリーン成長促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：評価分析
（２）格　付　　：3号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2023年10月下旬から2024年1月中旬
（２）業務人月：現地　0.90、国内　0.50、合計　1.40
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	27日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）見積書提出部数：1部
（３）提出期限：2023年9月27日（水）12時まで
（４）提出方法：電子データのみ
　　✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 10 月 6 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（自然環境保全分野での評価調査の実績を高く評価する）
対象国及び類似地域	東アフリカ及び全開発途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１）参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人

（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ウガンダは世界においても森林減少が著しい国の一つであり、この要因として世界でも高い人口増加率、エネルギー需要の多くを薪や炭などの自然資源に依存していること、森林から農地への土地利用転換が進んでいること等が挙げられる。さらに、同国の難民に寛容な政策のため、中でも北東部の西ナイル地域には、隣接する南スーダン・コンゴ民主共和国等からの難民が多く流入・滞在していることも同地域が森林減少のホットスポットである一要因であるとされている。森林資源の損失が続くと、コミュニティの生活を支える自然資源の減少につながり、更には当該地域内での自然資源をめぐる争いへと発展することなども懸念され、このような争いを予防する観点からも、自然資源の持続的管理に基づいたグリーン経済の促進が喫緊の課題とされている。同国政府は、第三次国家開発計画（2021-2025）の18 のプログラムの一つに気候変動・天然資源・環境・水管理を挙げ、森林被覆面積の拡大についても言及している。

JICA は、我が国の対ウガンダ国別開発協力方針に沿って「北部地域支援プログラム」及び「難民・ホストコミュニティ支援プログラム」等を実施してきた。森林・自然資源管理に関しては、2020 年より西ナイル地域の持続的森林･自然資源管理に係る情報収集・確認調査を実施し、同地域の基礎的情報の収集、主要な課題の特定や課題解決のための優先事業の特定に取り組んでいる。

このような状況を受け、ウガンダ政府より、西ナイル地域において Farmer Field School 等の手法を用い、アグロフォレストリーとグリーン経済を促進するため本技術協力が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、

本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 10 月下旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
② ウガンダ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。
③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年10月下旬～2023年11月下旬）

① JICAウガンダ事務所等との打合せに参加する。
② ウガンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
   ア） 要請背景・内容
   イ） セクター概要
   ウ） 関連する開発計画、政策、制度
   エ） イ）に関連する各組織の以下情報
   (a)所掌業務、組織体制、根拠法
   (b)人員体制
   (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
   (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
   オ） 上記踏まえた、実施体制案、課題、導入のための費用概算
   カ） 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
   キ） ジェンダー視点に立った取り組み導入の可能性の検討
④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）を他分野の団員とともに検討する。
⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM

案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAウガンダ事務所、ウガンダ側関係機関等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 12 月上旬～2024 年 1 月中旬）

① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１） 業務完了報告書

2024 年 1 月 15 日（月）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

③ 調査における面談議事録

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ））の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔ドーハ／ドバイ⇔ウガンダを標準としますが、これ以外の他経路を排除するものではありません。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

現在ウガンダでは PCR 検査及びワクチン接種証明書の提示が必要とされていませんので、計上を認めません。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 10 月 28 日～11 月 23 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）
イ） 自然環境保全（JICA 長期専門家）
ウ） 平和構築（JICA）
エ） リモートセンシング（JICA インハウスコンサルタント）
オ） 協力企画（JICA）
カ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり
イ） 宿舎手配：あり
ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
エ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、

JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

オ） 現地携帯電話・モバイル Wi-fi の貸与：あり

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チームから 配布しますので、gegdn @jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・当該案件の要請書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

「ウガンダ国 西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2021 年 11 月）」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046165.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上